

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会
開催日時	平成 30 年 1 月 24 日 (水) (午前)・午後) 10 時 00 分 開会 (午前)・午後) 11 時 15 分 閉会
開催場所	茨木市役所本館4階 会議室
出席者	【審査会委員】 矢倉昌子、綾部貴子、木村武俊、木村正文 (敬称略) 【担当職員】 松本青少年課長、徳永商工労政課長、戸田市民生活相談課長、 大神人権・男女共生課長、平野沢良宜いのち・愛・ゆめセンター所長 藤井男女共生センター所長 【事務局】 財政課長、課長代理、係長、職員
欠席者	なし
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>それでは、時間となりましたので茨木市公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p>
事務局	<p>現在、茨木市公の施設使用料免除団体審査会規則第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p>
会 長	<p>ただいまから審査に入りますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところです。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開といたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。</p>
事務局	<p>傍聴者は、いらっしゃいません。</p>
会 長	<p>それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 まず初めに、地域集会施設の免除団体適用の申請手続について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>今回の地域集会施設の免除団体の申請の一覧表をご覧ください。 申請の内容について説明させていただきます。</p> <p>自治会は248団体、各団体連絡協議会は13団体、公民館区事業実施委員会は32団体、自主防災会は25団体、茨木防犯協会地域防犯支部は25団体、地区人権啓発推進委員会は19団体、人権地域協議会は3団体、民生委員児童委員協議会は1団体、地区福祉委員会は33団体、老人クラブは72団体、市立小・中学校のPTAは43団体、青少年健全育成運動協議会は24団体、こども会は138団体でございます。</p> <p>前年度と比較しますと、統合・解散等により減少しておりますのは、老人クラブが14団体、青少年健全育成運動協議会が4団体となっており、新設等による増加が、自治会が10団体、各団体連絡協議会が2団体、防犯協会地域防犯支部が4団体、市立小・中学校のPTAが2団体となっております。</p> <p>なお、行政との協働の観点から地域活動の推進を図るこれらの団体につきましては、それぞれ各担当課において、免除団体に適合しているかについて確認を行い、免除申請を受け付けているものでございます。</p>
会 長	<p>それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきましては、各担当課において要件を満たしているかの確認を行っているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	【異議なし】
会 長	<p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p> <p>続きまして、地域集会施設以外の施設の免除団体の審査を行います。必要に応じて市の関係職員から説明等をいただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審査について、事務局から補足説明があるとのことですのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、これから順次、市の関係課から免除申請団体の「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」について、説明をいたしますが、内容をより明確にするため、免除申請団体の活動内容等を示した一覧表を作成しており、その一覧表に基づいた説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、青少年センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>青少年センターについて、説明いたします。</p> <p>青少年センターは、自主的・組織的な青少年活動を助長することにより、青少年及び青少年団体の健全な育成を図ること等を目的に設置しております。青少年及びその保護者のための講座、研修会等を実施しており、その管理については、市が直接管理運営を行っております。</p> <p>「使用料免除申請団体活動実績一覧」をご覧ください。</p> <p>今回、青少年センターの使用料免除申請は、ボーイスカウト3団体、ガールスカウト2団体の計5団体から申請があり、全て去年の審査会で認められた団体です。</p> <p>各団体により多少の表現の違いはありますが、いずれの団体も、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>スカウト活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする団体です。</p> <p>いずれの団体も、青少年センターの設置目的に適合した団体であり、野外活動やボランティア活動を通じ、青少年の育成に努めていただいております。</p> <p>一覧表の1番「日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団」をご覧ください。この団体は、キャンプやハイキング、登山などの野外活動を行うほか、市が主催する、安全安心フェスタや市内一斉清掃への参加やその他奉仕活動を実施されております。</p> <p>次に、一覧表の3番のガールスカウト大阪府第73団につきましては、キャンプのほか災害支援のための募金活動などの奉仕活動をされています。また、市が主催する安全安心フェスタや市内一斉清掃への参加をされています。</p> <p>そのほか、それぞれの地域におきまして、青少年健全育成大会等への参画や、放課後子ども教室への指導者の派遣など、色々な形で市の事業へ協力していただいております。その他の項目につきましても、免除団体としての要件を満たしておりますので、ご審査をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく申し上げます。
委 員	昨年度免除を受けている団体であり、引き続き同様の活動を行っているため、免除を適用することに問題ないと思います。
会 長	<p>以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団等、5団体につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団等、5団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによってよろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団等、5団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、労働センターを利用する団体につきまして、審査を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。なお、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係されている団体があるということ、事務局から聞いております。</p> <p>労働センターの団体の審査にあたりましては、木村委員には、ご退席頂きたいと思ひます。</p> <p>《 木村委員退室 》</p>
会 長	<p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、労働センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
担当職員	<p>茨木市市民総合センターに設置しております、労働センターについて説明させていただきます。</p> <p>当該施設は、労働および消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するために設置されている施設であります。また、労働関係団体として登録された団体が、労働センターを使用できるものであります。</p> <p>今回、12団体から申請があり、全て昨年の審査でも免除団体として認められた団体です。</p> <p>申請のあった団体の内訳につきましては、12団体のうち10団体が労働組合で、勤労者の福祉の向上を図る事業を行う団体が2団体です。</p> <p>本来であれば、申請のあった全ての団体について説明すべきではありますが、時間等の都合上、抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず、一覧表の4番、茨木市勤労者互助会でございますが、所在地は、岩倉町2番150号立命館いばらきフューチャープラザ1階</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ございまして、組織人数は1, 340人、規約、予算・決算書は、添付書類のとおりでありまして、規約第1条に目的、第3条に事業を定めております。事業所で働くパートタイマーを含む従業員の福祉の増進及び事業所における雇用の安定を図るため、会員の共済に関することなどに取り組まれております。</p> <p>次に、一覧表の5番、茨木市教職員組合でございまして、所在地は片桐町8番17号であり、組織人数は400人、規約、決算・予算書は、添付書類のとおりでありまして、組合員の労働条件の改善などのため、学習会や講演会の開催や茨木市教育委員会との話し合いなどを行っておられます。</p> <p>続きまして、一覧表の7番、大阪労連北摂地区協議会でございまして、所在地は上中条一丁目8番34号カノラスビル3階Cであり、組織人数は3, 165人、規約、決算・予算書は、添付書類のとおりでありまして、労働者の健康で文化的な生活の実現や社会的地位の向上のため、労働相談活動や労働者の権利擁護の活動などを行っておられます。</p> <p>これら以外の申請団体につきましても、要件を満たしており、申請書類は完備いたしております。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。
委 員	茨木市勤労者互助会の活動実績についてですが、労働条件改善の取組に○がついていないのはなぜですか。
担当職員	申請の要件として「労働条件改善の取組」と「福祉の向上」の項目を設けており、同団体は「福祉の向上」の要件に該当しているためです。
委 員	茨木市勤労者互助会についてですが、所在地が立命館フューチャープラザに変わっておりますが、活動で何か影響はありましたか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>茨木商工会議所に事務局を担っていただいております、商工会議所が立命館フューチャープラザの完成時に事務所を移されたことに合わせて所在地が変更されていますが、活動内容については影響や変更はありません。</p>
会 長	<p>特にご質問やご意見がなければ、神戸製鋼所労働組合溶接支部等、12団体につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>神戸製鋼所労働組合溶接支部等、12団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>神戸製鋼所労働組合溶接支部等、12 団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>労働センターについての審査が終わりましたので、木村委員に入室していただきます。</p> <p>《 木村委員入室 》</p>
会 長	<p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、つづきまして消費生活センターについて、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>それでは、消費生活センターについて説明させていただきます。</p> <p>はじめに、消費生活センターがあります茨木市市民総合センターは、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資することを目的に設置された施設であります。</p> <p>その中の消費生活センターは、茨木市市民総合センター条例第 20 条に規定している、消費者相談業務、消費者教育の推進、消費者関係団体の活動支援等を行っております。</p> <p>次に、免除団体申請をされている団体ですが、お手元の活動実績</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>一覧をご覧ください。「茨木市消費者協会」「大阪よどがわ市民生活協同組合」「生活クラブ生活協同組合大阪」「生活協同組合コープ自然派ピュア大阪」の4団体でありまして、いずれも、昨年の当審査会において、免除団体と認められており、引き続き申請しているものです。</p> <p>それぞれ、免除団体申請書に活動目的・活動内容を記載し、定款、会則、決算報告、事業計画等の資料を添付させていただいております。</p> <p>次に、審査基準について、市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項に定めるところですが、まず、設置目的に適合する活動につきましては、活動実績一覧のとおり、いずれの団体も、市民総合センターの設置目的である消費者の権利擁護などの活動を行っており、消費生活センターと連携し、消費生活展の実行委員会メンバーとして事前の打ち合わせから当日の運営まで担っていただいているほか、センター主催の講演会などへ積極的に参加いただいております。</p> <p>また、消費生活センター運営懇話会委員としても参画、協力し、消費者啓発などの活動を行っております。</p> <p>定款・会則等による運営、予算及び決算につきましては、申請書記載、及び添付資料のとおり、要件に適合している団体であります。</p> <p>次に営利活動等を目的としないことにつきましては、生活協同組合の3団体は、【消費生活協同組合法】第9条において、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」とされており、奉仕の原則によって設立された組合であること、事業概要においても、消費者の生活改善や、消費者の権利を守る事業を行っておりますことから、営利団体にあたらぬと考えております。</p> <p>活動の本拠につきましては、すべての団体において、市内に活動の本拠を有しているか、支部としての活動本拠を有しており、また、構成員についても、市内在住組合員数も相当数であり、その基準を満たしております。</p> <p>最後に、他施設での免除申請は、4団体とも行っておりません。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	以上、茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項各号のいずれの要件も満たしておりますので、よろしくご審査たまわりますようお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。
委 員	茨木市消費生活センター運営懇話会において、大阪よどがわ市民生活協同組合については平成28年度、平成29年度のどちらも出席していませんが、特に問題はないということですか。
担当職員	日程については、市が決まった日を指定しているため、中々ご参加いただけない状況ですが、懇話会終了後に資料等をお示しして、意見交換をさせていただいております。
会 長	懇話会は年に1回のみの開催ですか。
担当職員	そうです。次年度以降については、複数回開催を検討しておりますが、平成29年度は1回のみとなります。
委 員	それぞれの団体は実際の活動で会議室を使用されているのですか。
担当職員	消費者協会は沢山使用いただいております。残りの3団体中の生活クラブ生活協同組合大阪については、平成29年度においては、40回程度お使いになられる予定です。他の2団体については1桁台の使用となっております。
会 長	他に質問等ございませんでしょうか。それでは、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市消費者協会等、4団体につきまして、審査に付したいと思ひます。 茨木市消費者協会等、4団体につきまして、茨木市公の施設使用

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
会 長	【異議なし】 茨木市消費者協会等、4団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
担当職員	それでは、引き続きいのち・愛・ゆめセンターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。 それでは、いのち・愛・ゆめセンターについて説明させていただきます。 現在、いのち・愛・ゆめセンターは、コミュニティセンターや公民館と同様に地域集会施設という位置付けで、使用料につきまして同じ料金設定となっております。また、免除関係につきましてこれら地域集会施設共通の免除基準に基づき実施しております。 一方で、いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保館ということで、センター条例では、地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする、となっております。 隣保事業につきましては、社会福祉法に基づき「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの」とされていますので、人権課題の解決という分野で、他の2施設とは別にいのち・愛・ゆめセンターの設置目的に照らし、運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体でかつ他の施設で使用料が免除されていない団体につきまして、免除基準に基づきご審査いただくということで、部落解放同盟の3支部につきまして、審査をお願いしております。 これらの3支部の活動につきましては、お手元にお配りしており

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	まず活動実績一覧にもありますとおり、センターの設置目的に照らし、市と連携し活動している団体になります。昨年度に引き続き免除に該当する団体と考えておりますので、ご審査賜りますよう、よろしく願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく願いします。
委 員	資料を見ていますが、部落解放同盟大阪府連合会中城支部の活動実績についてももう少し詳しく説明をお願いします。
担当職員	お渡ししている資料の一番後ろをご覧ください。具体的なところで言いますと、人権啓発の取組、NPO法人のM-CANとの連携や高齢者への支援等の活動を行っております。
会 長	M-CANとは何ですか。
担当職員	NPO法人である三島・Community・Action・Networkの略称になります。コミュニティデイハウス等の活動を総持寺を中心に行っており、中城支部はその構成団体の1つとなっております。
委 員	部落解放同盟大阪府連合会中城支部の資料の中で、M-CANジューズという情報誌を年3回発行しているということですが、実際に発行されているのでしょうか。
担当職員	NPO法人M-CANがA3サイズの両面カラー3つ折りで発行しております。
委 員	かなりの部数を発行しているのですか。
担当職員	年間発行部数は約1万部と聞いております。
会 長	部落解放同盟大阪府連合会中城支部の決算報告を見ますと、事業

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>自体をM-CANに委託されているのですか。</p> <p>支部の事業の一部をM-CANに委託されていると聞いております。</p>
会 長	M-CANはどのような活動をされているのですか。
担当職員	<p>高齢者のコミュニティデイハウスや子育て支援、市の委託を受けている学習生活支援、いのち・愛・ゆめセンターの事業の一部を受託して、継続的な相談を必要とする方への支援方策の検討等を行っております。</p>
会 長	いろいろな活動をされているんですね。
委 員	<p>決算書を見るとM-CAN団体会費と記載があり、部落解放同盟大阪府連合会中城支部がM-CANの活動地区における役割の一部を担っているということですね。</p> <p>豊川地区や沢良宜地区には、同様の団体はないのですか。</p>
担当職員	<p>沢良宜地区には「はっちぽっち」というNPO法人があります。</p>
委 員	<p>おそらく地域ごとのコミュニティを活かすために、NPO法人が子育てや高齢者への支援等の活動をしており、各地区が会費を支払うかたちで運営団体の一部となっているということなのでしょうね。ですので、委託しているというわけではないのでしょうか。</p>
担当職員	<p>地域の各活動団体と一緒にNPO法人が中心的に活動しているというのはあります。</p>
会 長	<p>他に質問等ございませんでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体につきまして、審査に付したいと思えます。</p> <p>部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体を茨木市公の施</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員 会 長	<p>設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、男女共生センターローズWAMにつきまして、審査を行いたいと思いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>なお、本年度につきましては、新規団体から申請があると聞いておりますので、新規団体の内容等の説明も併せてお願いします。</p>
担当職員	<p>茨木市立男女共生センターローズWAMについて、説明させていただきます。男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立・社会参画と男性の家庭参画を図ることを目的に設置された施設です。具体的には、茨木市男女共同参画計画に基づいて男女共同参画推進のための各種講座や研修の開催、情報の収集や提供、女性問題や男性問題等に関する相談業務などを行っています。</p> <p>施設使用料の免除基準については、茨木市立男女共生センター条例施行規則第7条の2に規定しております。その内容は、第1号「団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体又はセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体であること」、第2号「行政との協働の観点から、重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること」、第3号「男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を現に恒常的に行っている団体であること」、以下第11号までの要件をいずれも該当することを審査基準としています。</p> <p>今年度は16団体から申請があり、15団体は昨年度の審査会において、免除団体として承認いただいている団体ですが、今回新たに1</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>団体（北摂女性の会）が免除の申請をしています。</p> <p>新たに申請された1団体「北摂女性の会」について説明させていただきます。</p> <p>この団体はローズWAM開所（平成12年）当初から男女共生センター条例施行規則第10条に規定されております「男女共同参画の推進を目的とした関係団体の登録」をなされている団体であり、男女共同参画の推進を図る活動を相当年数されておられます。また、ワムまつりや市民協働企画など市が実施する事業にも積極的に参画いただいております、男女共同参画の推進に貢献いただいております。</p> <p>今回、免除の申請をされた理由としましては、今まで活動の拠点を個人のご自宅などにされておりましたが、市で実施する事業に参加・協力する場合の会議や調整でローズWAMを利用される機会が増えたため、免除申請をされました。男女共同参画の推進に資する活動を相当年数実施しておられ、また、市の事業への参画につきましても積極的な団体であります。</p> <p>続きまして、免除申請団体のうち、2団体について説明いたします。</p> <p>まず、「親学の一步 いばらき」ですが、男女共同参画の視点を持ちながら、親としての学び、親になるための学びを通して、家庭の教育力の向上と女性の主体的な精神的自立に寄与することを目的とした活動を行っておられます。具体的には、市民の方を対象とした女性の居場所事業や親子教室等を定期的で開催されておられます。平成29年度はWAMまつり実行委員として参加し、書記を担っております。また、その他にもパパママを対象としたマネー講座のワークショップを開催されたり、チャレンジいばらき補助金を使って性暴力防止の映画上映会を開催されるなど積極的にローズWAMの事業に参画いただいております。</p> <p>続きまして、「エンパワメントいばらき」ですが、一人ひとりを大切にする男女共同参画社会の実現を目指して、ファシリテーターに関する研究と実践活動を行っておられます。具体的な活動としては、学習会の開催、ワークプログラムの研究開発、ファシリテーター派遣等を行っておられます。子どもの安全教育のための講座を市</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>内外の小学生、保護者、教育関係者を対象に実施されておられます。また、中学生のデートDV防止プログラムについて、市内中学校で出前ワークショップ活動を実施されておられます。市民協働企画講座の実施、ワムキッズパーク、WAMまつりにも積極的に参加いただいております。</p> <p>いずれの団体も免除の基準に該当する団体と考えておりますので、よろしくご審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。
委 員	新しい団体としては「北摂女性の会」ですか。
担当職員	そうです。
委 員	これまでは免除の申請をしていませんでしたが、連絡会には出席いただいていたということですか。
担当職員	そうです。
委 員	部落解放同盟沢良宜支部女性部ですが、いのち・愛・ゆめセンターで申請している団体と当女性部はどのように使い分けされているのでしょうか。
担当職員	いのち・愛・ゆめセンターに申請しております部落解放同盟沢良宜支部には青年部や女性部があります。ローズWAMについては、男女共同参画の推進ということで、他の申請団体であります茨木市教職員組合女性部や茨木民主商工会婦人部と同様に団体を構成する組織の一部として団体登録していただいております。ですので、女性部として活動される際はいのち・愛・ゆめセンターで免除を受けることができません。本部と女性部の活動に応じて利用していただく施設が異なってくるということです。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	大きく捉えるときはいのち・愛・ゆめセンター、個別で捉えるときはローズWAMということですね。
委 員	部落解放同盟沢良宜支部女性部の活動実績ですが、昨年度に引き続き活動が少ないように感じます。今回新規団体であります「北摂女性の会」は市と活動の関わりが出てきたことで新たに申請されておられるということですので、当団体は活動実績から見ても利用のニーズが少ないのではないのでしょうか。
担当職員	<p>連絡会の出席ということについては、第3月曜日の17時から開催しており、当女性部の会員の方は働かれている方が多いので、中々会議に参加できないということにはなっていますが、報告等が必要なことがあれば書面でお伝えしておりますし、また会議の内容や市の事業については都度お知らせするかたちをとっております。</p> <p>また、まつり等のイベントにも積極的にご参画いただくようお願いをしております、今年度はご参画いただけていないのですが、来年度はイベント等への参加を促しているところです。</p>
委 員	昨年度、今年度と働きながらという状況もあってなかなか活動に参加いただけていないと思いますが、他の団体と活動状況を比べてしまうと目立ってしまうと思います。
担当職員	<p>役員の改選等の事情もあって、出席いただく役員の方のお仕事の状況もあり出席できない状況が重なっているということもあります。</p> <p>女性の活躍も言われているところがありますので、会議自体の第3月曜日の17時という時間についても、皆様が出席できるような時間への変更という話も会議の中で出ておりますので、より参画できるような見直しを今後図っていきたいと思います。</p>
委 員	会に参加できるような日程に変更していただけると良いと思います。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	一昨年 12 月に部落差別解消推進法という法律ができておりまして、ローズWAMとしても女性部としての活動の中で部落差別解消の活動と女性としての男女共同参画の活動をしていただけるような調整を図っていきたいと考えております。
委 員	当女性部はローズWAM設立当初の構成団体の1つだったと思います。申請内容が適正であれば会議室使用の多少に関わらず、免除団体として適正であるかを規定に基づいて議論するべきだと思います。
担当職員	来年度の活動につきましても、男女共同参画に資する活動やセンターの活動等をされる予定ということでご参画いただくと話を伺っております。
委 員	連絡会についても役員の方だけではなく、代理出席でもよいという呼びかけをしていただくことは必要だと思います。
委 員	参加していただけるような仕掛けも必要だと思います。 WAMまつり、ワムキッズ、DV防止街頭啓発等参加しやすいものから活動を増やしていただけるような働きかけがあると良いと思います。
会 長	それと質問があるのですが、先程の部落解放同盟には3つ支部があると思うのですが、女性部があるのは沢良宜支部だけなのでしょうか。
担当職員	3支部とも女性部はあるようですが、ローズWAMで活動されているのは沢良宜支部のみです。
会 長	1つの支部での活動は厳しくても支部合同でやってもらえたら、人数的にも増え良いのではないかと思います。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	<p>女性も支部の中で活躍されていると思いますが、女性部として活動するのが難しいのであれば、支部間でまとまって活動するのが良いと思います。</p> <p>その中で代理出席が可能であることを呼び掛けていただけたらと思います。</p>
会 長	<p>他に質問等ございませんでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、女性グループ翼（ウイング）等、16 団体につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>女性グループ翼（ウイング）等、16 団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>女性グループ翼（ウイング）等、16団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>審査対象団体は以上となりますので、茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これをもちまして終了いたします。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>ご異議がないということですので、今後の取り扱につきましては一任させていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終えられたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げます。</p>
委 員	<p>ありがとうございました。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。</p>